

パブリックコメント

「岐南町新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」に対する意見の概要と町の考え方

【意見提出者】 2名

【提出意見と町の考え】

	ページ	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	【全体】 評価方法、表現について	<p>本計画は理念や方向性は示されているものの、具体的な数値目標、判断基準、検証方法等が明示されておらず、計画としての実効性を評価することができない。</p> <p>「努める」「検討する」「連携する」といった抽象的表現が多い。</p>	<p>町が作成する「新型インフルエンザ等対策行動計画(市町村行動計画)」は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号)に基づくものです。同法第8条第1項により、市町村長は都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る対策の実施に関する計画を作成することが義務付けられています。計画の内容については、同法第8条第2項に、市町村の区域における総合的な推進事項や、情報の提供、予防接種の実施、住民生活・地域経済の安定に関する措置などを定めることとされており、町行動計画は、政府が作成する「政府行動計画」および県が作成する「県行動計画」と整合性を保ち作成しております。</p> <p>そうした理由から、本計画では数値目標等を明示せず、定期的なフォローアップを実施することとしていますので、その基準を県行動計画のフォローアップ内容とすることについて、追加記載いたしました。</p> <p>抽象的な表現については、具体的な表現に改めました。</p>

	ページ	意見の概要	意見に対する町の考え方
2	【P4】 総論1. 目指すべき姿	本計画では「新型コロナ対応での知見や教訓を活かし」とあるが、何を知見とし、何を教訓と総括したのかが示されていない。	岐阜県において作成された「岐阜県における新型コロナウイルス感染症対応記録」(令和7年2月作成、県ホームページにも掲載あり)による課題や教訓を参考としておりますが、記載がありませんでしたので、本計画に追加記載いたしました。
3	【P10】 総論6. 留意事項 1) 基本的人権の尊重	偏見や差別等に関する対策に「様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方」への配慮が足りていない。配慮の対象に漏らさず書きこんでほしい。	「様々な事情によりマスク着用やワクチン接種ができない方」への配慮が必要であることから、追加記載いたしました。
4	【P11】 各論4. 情報収集・共有、リスクコミュニケーション	本計画にも県計画で使われている文言を使い「偏見・差別等に対する対応」を具体的に記載すべきである。	総論の留意事項に記載がありますが、取り組み内容を明らかにするため、各論の4. 情報収集・共有、リスクコミュニケーション(1)準備期～(3)対応期においても、具体的な内容を記載いたしました。
5	【P19】 各論6. ワクチン	ワクチン施策の総括なしに次の計画は立てられないのではないかと。新型コロナ対応において、国はワクチン接種を強く推進し、その結果、接種率は極めて高い水準に達した一方で、副反応疑いによる死亡報告を含む多数の健康被害報告が発生している。国全体として、過去の予防接種政策と比較しても極めて多い副反応疑い報告が出ている現状を、どのように総括するのが本計画では示されていない。	厚生科学審議会(予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)等における検証の結果、現時点では「ワクチンの接種によるベネフィット(発症・重症化予防)がリスクを上回る」との評価が維持されています。この結果を踏まえ「政府行動計画」は策定されており、本計画も「政府行動計画」と整合性を持った内容としております。
6	【P28】 各論6. ワクチン (3)対応期	3-6 健康被害救済の「予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合～」の主語がなく、わかりづらい。	文頭に「町は」という主語を追加記載いたしました。

